

結婚・子育てしやすい七尾へ

4月分から 18歳到達年度末までの子どもの 医療費を全額助成します



子ども医療費助成制度

- ①対象年齢が15歳到達の年度末までから「18歳到達の年度末まで」に拡大
- ②自己負担が月1,000円までから「負担なし」に変更

| 診療月 | 平成30年3月診療分まで | 平成30年4月診療分から |
|------|--------------------------------|--------------|
| 対象年齢 | 15歳到達の年度末まで | 18歳到達の年度末まで |
| 自己負担 | 月1,000円までは自己負担 (未就学児と入院を除く) | 自己負担なし(全額助成) |

申請に必要なもの

- 子の保険証(変更があった場合のみ)
 - マイナンバーカードやマイナンバー通知カードなど(対象児と保護者とその配偶者のもの)
 - 保護者名義の通帳(初回と変更する場合のみ)
 - 申請する保護者の本人確認書類
 - 領収書原本(診療月の翌月から1年以内のもの)
- ※郵送での申請も可能です。その際にマイナンバー関係書類の写しの添付が必要です

ひとり親医療費助成制度

子どもの自己負担が月1,000円から「負担なし」に変更 ※保護者分は変更なし

| | 平成30年3月診療分まで | 平成30年4月診療分から |
|-----|------------------------------|--------------|
| 子ども | 月1,000円までは自己負担 (中学生までを除く) | 自己負担なし(全額助成) |
| 保護者 | 月1,000円までは自己負担 | |

申請に必要なもの

- 受給者証
- マイナンバーカードやマイナンバー通知カードなど(対象者と保護者の分)
- 領収書原本(診療月の翌月から1年以内のもの)
- 申請する保護者の本人確認書類

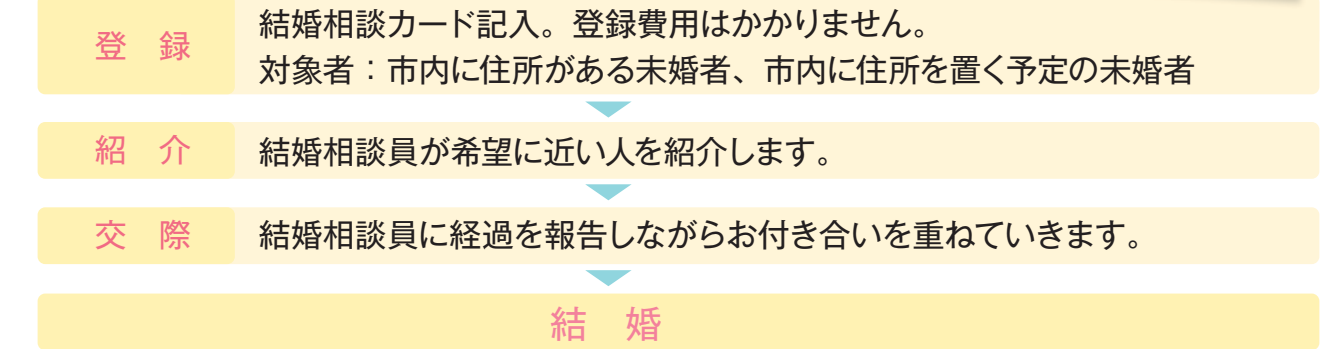
☎子育て支援課(パトリア3階) ☎53-8419

縁結びをお手伝いします

市が行う結婚相談で、皆さんの出会いを応援します。
気軽に登録してください。



相談の流れ



安心できる相談員

結婚相談員は、財団法人いしかわ子育て支援財団主催の「しあわせアドバイザー縁結びist養成講座」を終了し、市から結婚相談員に認定された人です。

相談日

毎週火曜日
午後5時30分～午後7時30分
(第5火曜日と祝日の場合は休み)

場 所

パトリア5階
フォーラム七尾生活実習室
(当日でも相談できますが予約優先です)

結婚して新生活を始める2人を応援します

新居に入居する費用を助成します。



対象費用

物件購入費、民間賃貸住宅の賃料や敷金、礼金、共益費、仲介手数料、引っ越し費用など

補助額

最大30万円

補助対象者 次の全ての条件を満たす人

- 平成30年4月1日以降に婚姻届を提出し受理された夫婦
- 夫婦ともに市税などを完納している
- 婚姻届提出日時点で、夫婦共に34歳以下
- 他の公的住宅補助などを受けていない
- 夫婦の合計所得が340万円未満